

茨城教育研究所通信

第20号 2010年7月24日
発行 茨城教育研究所
〒310-0853 水戸市平須町1-93
(茨城県高等学校教職員組合内)
TEL 029-305-3075 FAX 029-305-3317

【巻頭言】

特集 民主党のマニフェストにおける教育政策

今号では、当初、民主党の「教育政策」について、2009年の衆院選マニフェストと2010年の参院選マニフェストとを比較して、両者がどのように変節したかを明らかにしようという意図を持っていた。ところが、参院選マニフェストには教育政策の名に値するような内容が貧困であり、論点としては2つのマニフェストが全体としてどのように変節したかを明らかにすることに變更せざるをえなかった。

民主党「衆院選マニフェスト」の教育政策

衆院選マニフェストには、「教育政策」という名に値するいくつかの政策が盛り込まれていたが、その中心は「高校授業料無償化」政策であろう。この政策の今後の発展方向としては、①「授業料無償化」から「修学経費無償化」への無償化範囲の拡大、②「高校授業料無償化」から各種学校を含む「後期中等教育の無償化」という対象の拡大が期待された。民主党のこの政策の背後には「教育を社会で支える」という「社会投資論」的なものがあるようだが、憲法や教育基本法にある「権利としての教育」という「教育を受ける権利」論にもとづいた「修学経費無償化」の方向に発展させることが必要である。

「参院選マニフェスト」はどう変節したか

参院選マニフェストについては、それが衆院選マニフェストからどのように変節したかに焦点を当てて検討を加えた。教育政策についても検討を加えたが、参院選マニフェストには教育政策と呼べるほどのものは内容的に盛り込まれておらず、言ってみれば、検討に値する内容がなかったのである。

参院選で示された菅政権のマニフェストのポイントは、構造改革の矛盾が爆発するなかで、停滞していた構造改革と日米同盟深化の路線を一気に加速させるという、支配層の宿願を長期政権によって達成し、保守2大政党建制づくりに取り組むことであった。

しかし、国民はこの菅政権の政策に「ねじれ国会」をつくることでノーの意思表示をした。だからと言って、国民は日米同盟を廃棄し、構造改革をやめるべきだというところまでにはまだ踏み切れてはいない。今必要なことは、構造改革路線に対抗する新しい福祉国家のイメージを国民の前に明らかにすることであろう。

《Part I》

民主党の衆院選マニフェストの教育政策

はじめに

2009年8月31日投票の第45回総選挙で、民主党が掲げた選挙公約は、「民主党マニフェスト」と「民主政策集 INDEX2009」の2冊に集約されている。

以下、この2冊の公約書に盛り込まれた教育政策と選挙後それに基づいて実行された教育施策について具体的な検討・批判を加えてみたい。

1、「子育てと教育」への公的助成

(1)「子ども手当」の創設

マニフェストでは、「次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する」という目的で、「中学卒業までの子ども一人当たり年312,000円（月額26,000円）の『子ども手当』を創設する（平成22年度は半額）」としている。

これは、民主党マニフェストの最大の「目玉」だが、この「子ども手当」は、教育政策というよりは「子育て支援」「少子化対策」の性格が強く、教育への公的助成の一種とみることもできる。

子ども手当の財源は約5.5兆円で、現在の防衛費以上の予算を投入することが提案されているが、この実現性には疑問符がつく。早くも二人の財務副大臣が「2011年度以降の満額支給について無理がある」と言い出している。峰崎直樹財務副大臣は、2月1日の記者会見で、「満額支給は相当無理がある。財源的に厳しく公約の実現はなかなか難しい」と表明、野田佳彦財務副大臣も「ハードルが高い」と指摘している。

この問題の根底には、「軍事費」と「大企業・大資産家優遇」という「二つの聖域」にメスを入れることのできない民主党の財源論の限界があるようだ。

子ども手当で支給開始

6月1日から、子ども手当の支給が始まったが、今年度の支給額は、満額の半額で13,000円。今年度の子ども手当法は一年限りのもので、来年度からの実施には新たな立法措置が必要となる。

しかし、民主党政府は財源確保のめどがまったく立っておらず、来年度以降の制度設計や支給額は定まっていない。

子ども手当の財源にするため、所得税と住民税の年少扶養控除（16歳未満）が廃止さ

れ、所得税は 2011 年 1 月、住民税は 2012 年 6 月から増税が始まる。子ども手当が月額 13,000 円だと、これまでの児童手当の月額 10,000 円受けていた世帯は月 3,000 円の収入増にとどまる。その様な世帯は、増税が始まる 2011 年 1 月以降、負担増になる。来年度以降、民主党政権は、そうした矛盾の解消を迫られている。

子育て支援のあり方

子ども手当は、子育て支援策の一部である。支援策はたんに現金給付だけでなく、「保育所の整備」「医療費や教育費の負担軽減」「正規雇用を増やし長時間労働をなくす」などの総合的な対策が必要である。年間 10 万人分の保育所建設に必要な国の予算は 1,400 億円。子ども手当の 5.5 兆円のごく一部を回せば、待機児童が解消するのは可能である。

(2) 公立高校の実質無償化と私立高校生の学費負担の軽減

民主党のマニフェストでは、「公立高校を実質無償化し、高校生のいる世帯に対し、授業料相当額を助成し、実質的に授業料を無償とする」としている。また、「私立高校生のいる世帯に対し、年額 120,000 円（低所得世帯は 240,000 円）の助成を行う」としている。このことは、文科省の概算要求に盛り込まれた。これは、教育の機会均等、家庭の教育費負担の軽減を目指そうとする政策で、基本的には評価することができる。

2010 年度予算案を見ると、高校授業料の無償化には、3,933 億円が計上され、公立は授業料を取らず、私立高校生には公立授業料相当額の年約 120,000 円（低所得世帯は年収に応じ、額を 1.5 から 3 倍化）を支給するとしている。

先進諸国では、高校授業料は無償がほとんどで、今回の措置は世界の流れに沿った重要な一歩であるが、次のようないくつかの問題点がある。

さらなる拡充が必要

私立の授業料は年平均 35 万円であり、さらに入学金（平均 16 万円）や施設設備費（平均約 20 万円）などがかかり、私立の無償化とは言えない状況である。

私学助成も高校分は前年度比で 40 億円（3.9%）が減額されている。

公立でも、すでに都道府県から授業料免除を受けている世帯には無償化の恩恵はなく、さらに特定扶養控除の縮減による増税（約 1,300 億円）がかぶさるため、何らかの手だてが必要である。

概算要求に計上されていた、年収 300 万円以下の世帯の高校生に対する入学金や教科書代のための給付型奨学金の創設は、今回は見送られた。

朝鮮学校の排除一問われる人権感覚

2月26日の衆議院本会議で審議入りした高校授業料無償化法案。この法案をめぐる問題となったのが、「朝鮮学校を無償化の対象としないよう努めている」（中井恰拉致問題担当相、17日）などの声が、政府内部から出ていること。

ことは、国際人権規約や国連子どもの権利条約が掲げる「教育の機会均等」の原則にかかわる大問題。しかも朝鮮学校は、いまでは高校野球、高校サッカーにも参加し、大学も入学資格を認めるなど、「機会均等」が押し止どめることのできない流れとなっている中での問題である。子どもの教育の権利を、政治的な駆け引きのカードに使うのは論外である。鳩山政権（当時）の国際感覚、人権感覚が鋭く問われる事態となっている。

2、教員政策について—教員免許制度の抜本の見直しと 教員養成課程の6年制化

民主党マニフェストには、教員の質の向上策として次のように提起されている。

「教員の資質向上のため、教員免許更新制度を抜本的に見直す。教員の養成課程は6年制（修士）とし、養成と研修の充実を図る」。

「教員免許更新制」の「見直し」進まず

マニフェストでは、免許更新制の見直しを掲げているが、見直しの具体化は一向に進んでいない。1月24日の衆議院文教科学委員会で、「混乱を避けるため、直ちに廃止するのが筋では」との質問に、川端達夫文科相は「制度は抜本的に見直す」としながらも、「まず（制度を）やめて、とは思っていない」と答弁した。

具体的な手続きとしては、中央教育審議会などで検討した上で、教員免許法の改正案などを来年1月の通常国会に提出する。今の制度の廃止は、法律も含めた新しい制度の正式決定とセットで、という方針である。

「教員免許更新制」は即時廃止すべきである

教員免許更新制は、教育行政による教員支配を強め、教員の資質向上にもならず、ただ教育現場を多忙化させるだけの愚策である。（三浦孝啓「教員免許更新制は即時廃止を一受講教員へのアンケート調査から—」『世界』3月号参照）したがって、免許更新制は直ちに廃止すべきである。

教員の養成課程の6年制化

マニフェストは教員の資質向上策として、「教員の養成課程を6年制化」を提起しているが、これに対しては、現場教員や教育研究者の間では反対論が多い。

そもそも「教員の資質とは何か」を定義することは容易ではない。それは「優れた教員」「優れた教育」とは何かという極めて論争的な内容を含んでおり、それを一義的に定義することがそもそも可能なのかという問題がある。民主党マニフェストも当然のことながら、「優れた教員・教育とは何か」という定義はしていない。

これらの疑問を踏まえれば、教員の養成課程を6年制にすることが「教員の質の向上」につながるという根拠は薄弱である。現場教員の一般的な意見は、養成課程を6年制にする前に、現在の劣悪な労働条件を改善することが必要であるということである。教員の勤務時間は平均10時間45分で、残業時間は1960年代の約5倍になっている。さらに、教員養成課程を6年制にすることの基本的な問題点は、広く一般大学・学部でも教員養成を可能とする「開放制教員養成」の事実上の崩壊につながることである。この制度により、戦後、教育界に多様な人材を求めることができたのである。通常の大学は4年の教育課程であり、さらに教員を目指すために2年の専攻課程を併設することは多くの大学では困難である。

実は、6年間の修業による教員の養成は、1988年の法改正で、大学院で専門の教育を受けた学生に授与される専修免許状制度によって実施されている。この制度は現在も存続しているが、必ずしも教員の資質向上につながっているとはみられていない。むしろ教育現場では、教員になった後の現場における研修をより重視すべきだとの意見が強い。

教員養成6年制、批判受け修正案(『朝日』2.28)

鈴木博文文部科学副大臣は2月27日、福井大で開かれたシンポジウムで、教員養成は「6年制」にこだわらず、『4年プラスアルファ』で少なくとも1年間、長期教育実習を抜本的に拡充する」と語った。教師になるまで従来の4年が6年に延びると学生の負担が増すなどの批判があり、マニフェストを修正して現実的な案を示した形である。

教員の増員について

「教員の増員」一長年の運動の成果

マニフェストでは、「教員が子どもと向き合う時間を確保するため、教員を増員し、授業に集中できる環境をつくる」と提起されている。「教員の増員」が明記されたことは長年の運動の成果であるが、問題は「増員の中身」である。

教員の増員一純増はたったの300人

文科省の2010年度予算案では、教職員定数を4,200人増やすとしているが、少子化に伴う自然減が3,900人で、差し引いたたった300人の純増にすぎない。

また、マニフェストは、「少人数学級の実現」については触れていない。それは、東

京都を除くすべての道府県で「30 人学級」が実現されているからだろう。しかし、30 人学級の実現は地方自治体の自由裁量によって行われ、そのための「教員の増員」は一人の正規の教員を雇う代わりに、2 人～5 人の非常勤講師や臨時採用講師の教員を雇うことでなんとか少人数学級を実現させている。少人数学級の実現が財政措置を講じられないまま実行されることにより、低賃金・不安定雇用教員の増加と専任教員の多忙化がもたらされている。

正規の教員の増員が重要

重要なことは、「教員の増員」が教育予算の増額をともなう「正規雇用教員の増員」でなければならないことである。

また現在、教育現場で重要な役割を担っている非常勤講師や臨時採用講師の劣悪な待遇を改善することも重要である。

3、 教育行政について

(1) 小中学校は「学校理事会」が運営

マニフェストでは「学校理事会」について次のように提起されている。

「公立小中学校は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等が参画する『学校理事会』が運営することにより、保護者と学校と地域の信頼関係を深める」。

「学校理事会」とは

民主党の学校理事会構想は、その前身ともいえる学校運営協議会構想（民主党 HP）から出発している。それは、1999 年 4 月の統一地方選挙に向けてまとめられた民主党文教部会の重点事項の一つとして、「地域との連携を密にした開かれた学校運営を行い、地域に根ざした学校づくりを推進する」ために「学校運営協議会（仮称）」を設置する必要性が強調されている。しかし、2004 年の地方教育行政法改正によって、権限と自律性の弱い文科省版「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）が制度化されたこともあって、2005 年以降、民主党は「学校理事会」という用語を使うようになった。

学校理事会制度の問題点

2007 年に国会に提出された民主党「地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案」によれば、学校理事会は、大要次のように規定されている。

①公立学校ごとに設置、②学校理事会の構成員は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家とし、関係者の意向を尊重して、地方公共団体の長が任命する、③校長は、

学校運営の基本方針などについて、学校理事会の承認を受けなければならない、④学校理事会は校長に対し、当該学校の運営について報告を求めることができる、⑤学校理事会は当該学校運営に関して意見を述べるることができる、などである。

この学校理事会の問題点は、すべての構成員（理事）の任命権が首長の権限とされていることであろう。「関係者の意向を尊重して」との曖昧な規定はどれだけ意味を持つのだろうか、構成員の民主的正統性は保障されていない。

また、児童・生徒の参加の点でも問題がある。長野県辰野高校などで取り組まれている「三者協議会」などでは、生徒、保護者、教職員・学校が構成員になっており、生徒会代表が不可欠の構成員となっている。子どもの権利条約で保障されている子どもの意見表明権について民主党はどう考えているのか。

（２）教育委員会制度を見直し、「教育監査委員会」を設置する

教育行政についてはマニフェストに次のように提案されている。

「現在の教育委員会制度を抜本的に見直し、教育行政全体を厳格に監視する『教育監査委員会』を設置する」。

教育監査委員会とは、前述した「地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案」によれば、以下のようなものである。

- ① まず大前提として、教育委員会を廃止し、それが扱ってきた事務は首長に移管され、現行の地方教育行政法は廃止される。
- ② 代わって都道府県と市区町村等に教育監査委員会が設置される。
- ③ 委員の定数は5人以上とし、条例で定める。
- ④ 委員は当該議会において選挙される。
- ⑤ 委員のうち1人以上は常勤とし、また、保護者が含まなければならない。
- ⑥ 委員の任期、兼職禁止、罷免、解職請求、失職、服務などに関しては規定を設ける。
- ⑦ 委員会は、首長に移管された事務の実施状況に関し、必要な監視を行い、首長に対し、その改善のために必要な勧告を行う。
- ⑧ 委員会に事務局を設け、委員会が事務局の職員を任命する。

以上がこの新制度の概要であるが、この制度デザインにかかわった民主党関係者によれば、この制度は、首長が行っている教育行政が適切であるかどうかを常に評価・監査し、必要に応じて改善のための勧告等をする「教育に関する市民オンブズパーソン制度」とであると説明されている。（民主党『教育のススメ「日本国教育基本法案」解説書』）

この問題の焦点は、教育委員会を廃止して、教育行政を首長に一元化することにある。なるほど、現在の教育委員会には様々な問題があるのは事実だが、それは、教育委員会が本来果たすべき役割を実行できない条件が、戦後の自民党政治によってつくられてき

たからである。1956年の地方教育行政法「改正」によって、教育委員の公選制は廃止され、首長による任命制が導入された。これによって一般行政からの「教育行政の自律性」は失われ、文部省による教育行政の中央集権的支配が強まった。

今回の新制度による教育委員会廃止によって、現在以上に「教育行政の自律性」がなくなり、首長による教育内容のトップダウン支配が行われる危険性が高い。「教育行政の自律性」を確保し、「教育の自主性」を取り戻すためには、教育委員の公選制を復活させることが必要である。(この項は、三上昭彦『『学校理事会』と『教育監査委員会』の創設』『クレスコ』2010年1月号を参照した。)

4、新政権の教育理念は「日本国教育基本法案」?

(1) 「日本国教育基本法案」とは何か

「日本国教育基本法案」は生きている

民主党の高井美浦・文科省政務官は、新政権の教育理念について、『クレスコ』誌のインタビューに答えて、「2006年に民主党として『日本国教育基本法案』を国会に提出しましたが、現在もこの法案の中身が新政権の教育に対する考え方のベースです。前文に書き込みました『我々が目指す教育は、人間の尊厳と平和を重んじ、生命の尊さを知り、真理と正義とを愛し、美しいものを美しいと感じる心を育み、創造性に富んだ、人格の向上発展を目指す人間の育成』ということを私たちの教育理念としています」と述べている。(高井美德文部科学大臣政務官に聞く「新政権の教育について」『クレスコ』2010年1月号)

川端達夫・文科相も、『朝日』の記者のインタビューに答えて、「党独自の『日本国教育基本法案』の国会提出については、総選挙の公約に盛り込まれたが、直ちに提出はしない」と明言。「前回の基本法大改正を受け、教育現場と国民の皆さんの受けとめを検証する中で、もう一度出すか、内容を変えるか検証したい」と述べている。(『朝日』2009年9月20日付)

「日本国教育基本法案」の問題点

民主党は、自民党・公明党が2006年の通常国会に提出した「教育基本法改悪案」には反対したが、民主党はこの時、「1947年教育基本法」を守るという立場を取らず、2006年5月12日に「日本国教育基本法案」を対案として国会に提出した。

この日本国教育基本法案の問題点はいくつかあるが、最大の問題点は前文に「国を愛する心を涵養する」という文言があることである。

民主党は、当時の与党案が「国を愛する態度」としたのに対して、統治機構を連想させる「国」という言葉を避けて「日本を愛する心」としたとのことだが、これはごまか

しで、「日本」という言葉も法律に書き込まれれば「統治機構」の意味になり、統治機構が統治者に対して自らを愛せと教育する、つまり「国家主義」の教育になる危険性がある。

また、「日本を愛する心」を強制することは、日本国憲法第 19 条「思想及び良心の事由」、子どもの権利条約第 12 条「子どもの意見表明権」に違反することになり、有権者の賛成を得る前に、民主党内の合意形成が困難であるという事情も考えられる。

(2) マニフェストには盛り込まなかった「日本国教育基本法案」

民主党のマニフェストでは「日本国教育基本法案」についてまったく言及していない。記述があるのは、「民主党 INDEX2009」のみである。

そこでは、「日本国教育基本法案」の項目があり、次のように書かれている。

「民主党の教育政策の集大成である『日本国教育基本法案』の主な内容は以下の通り。

(1) 何人にも「学ぶ権利」を保障、(2) 普通教育の最終的な責任が国にあることを明記、(3) 幼児期及び高等教育において無償教育を漸進的に導入、(4) 教育監査委員会の創設、(5) 教育予算の安定的確保のため、教育財政支出について国内総生産 (GDP) に対する比率を指標とする、など。

さらに、進学の実自由と、私立学校の振興、障害のある子どもへの特別な状況に応じた教育、情報文化社会に関する教育、職業教育などの規定をもうけるとともに、生命あるすべてのものを尊ぶ態度や、宗教的感性の涵養および宗教に関する寛容な態度を養うことを教育上尊重する規定をもうけました」。

ここには結構づくめのことが書かれているが、次のような問題点がある。

①「民主党の教育政策の集大成」と書かれているが、この内容がマニフェストには書かれていないのは何故か。これでは選挙民を欺く行為と言われても仕方がない。

②ここには法案の全体が記載されず、「主な内容」のみが示されているのは何故か。しかも大きな論争点であった「日本を愛する心」についての記述が存在しない。今後、民主党が国会に提出する可能性のある「新日本国教育基本法案」に「日本を愛する心」が明記されるのかどうか、有権者に判断することはできない。

改悪教育基本法をめぐる今後の動向

「日本国教育基本法案」が「民主党政策集 INDEX2009」のみに記載されたということは、民主党にとってこの法案の優先順位がそれほど高くないということだろう。「子ども手当」や「高校授業料の無償化」といった政策を強く打ち出す方が、有権者の支持を得やすいという政治判断が働いたのであろう。

しかし、2006 年改悪の教育基本法をそのまま放置しておくわけにはいかない。民主党は 2006 年教育基本法案に反対した経緯があり、政権与党になったからといって、2006

年教育基本法に基づく政策を実施し続けることは、政党としての一貫性を欠くことになる。どこかの時点で何らかの判断を迫られることになるだろう。

現行の日本国憲法との整合性から言って、「2006年教育基本法を再『改正』して、1947年教育基本法に戻す」のがもっとも妥当な方向だが、「1947年教育基本法に戻す」ことを求める世論がよほど強くない限り、民主党政権がそれを推進する可能性は極めて低いだろう。反対を表明した民主党が政権をとったにもかかわらず、2006年教育基本法をそのまま放置しておくことがあれば、それは教育の根本法が様々な政治的思惑で、宙に浮いた状態になっていることを意味し、国民を欺くものである

〈参考文献〉 大内裕和「教育政策の行方」『現代思想』2009年10月号

『クレスコ』2010年1月号、「特集 どう見る？新政権と日本の教育」

＜資料1＞ 民主党の「地方教育行政改革」教育の自律性どうなる

格段に強まる首長の影響力 政治的中立性 より困難に

民主党が昨年7月に公表したマニフェスト2009には、地方教育行政改革についてたいへん気にかかる施策が掲げられていた。その内容は次のようなものだ。

- (a) 教育委員会制度を廃止し、地方教育行政は地方公共団体の首長に担当させる。
- (b) 教育監査委員会を新設し、首長による地方教育行政を監視させる。
- (c) 公立小中学校の運営は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等で構成する学校理事会にゆだねる。

法案のゆくえ

教育委員会廃止や学校理事会による学校運営は、民主党オリジナルの改革案ではない。これらは新自由主義的教育改革として諸外国でも採用されたことがあり、自民党政権時代にも政府内外から同様の提言があった。

民主党にとってもこれが初めてではない。2007年6月、政府が地方教育行政法改正案を上程すると、民主党は対案として「地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案」を国会に提出した。これは上記の改革案を法律案の形で具体化したものだ。

もっとも、民主党のマニフェスト2010からは上記3点がばっさり削除されている。民主党は今も、マニフェスト2009に沿って上記の改革を進める意思があるのか。それとも、もはやその意思はないのだろうか。マニフェストには政党の公約を国民に明示する目的があるはずだが、一貫性・整合性がないため、政策の行方は読みにくい。

とはいえ、この改革案には見逃せない問題が多々含まれている。法案再提出の可能性は定かでないが、この機会にその問題点を確認しておくことは有意義だろう。

権限なき監視

第一に、教育委員会廃止＝教育行政の首長部局化により、首長の政治的影響力が格段に強まる。そのため、地域の公教育が首長の考え次第で左右され、教育の自律性や政治的中立性の確保がこれまで以上に難しくなると心配される。

第二に、教育監査委員会の新設構想は、それ自体、首長主導の教育行政の危険性を告白しているに等しい。ところが、同委員会には首長の暴走を止める権限が与えられないため、監視役としての役割を実効的に果たせる可能性は低い。これでは、教育監査委員会も早晚有名無実化することだろう。

第三に、学校理事会は外見的には保護者・住民に学校運営参加への道を開いているように見える。しかし、学校理事会の委員を首長が任命するということでは、委員が保護者・住民の代表とは言いがたい。また、学校が教育自治的に運営されるようにするためには、教員・事務職員を学校自治の中心的な担い手として位置づけ直すことが不可欠だろう。

改善するには

今日の教育委員会制度については、地方教育行政の有名無実化、地域住民の教育意思からの乖離、権力的・権威主義的な学校・教職員管理など、多くの問題点が指摘されている。このままで良いわけではない。しかし、上記の改革構想で改善が進むとは思えない。

地域の人々の教育意思を民主主義的に組織化できるよう、教育委員会を改革すること。また、教職員が自らの専門的力が大いに発展させ、有効に発揮できるようにすること。教育改革の要はここにあるのではないだろうか。(中嶋哲彦・名古屋大学大学院教授、『しんぶん赤旗』7月6日)

《Part II》

参院選で民主党大敗—マニフェストの変節も一因

第22回参議院選挙が、7月11日に行われ、民主党は改選議席54を大きく下回って44議席にとどまり、国民新党も含めた与党の議席は過半数を割り込んだ。自民党は51議席を確保し、改選議席で第1党になった。国会は衆参各院で多数派が異なる「ねじれ」状態となり厳しい政権運営になることは避けられない。

民主党大敗の原因として第一に、菅首相が唐突に消費税増税を打ち出したことがあげられる。加えて、その後の消費税をめぐる菅首相の「ぶれまくり」も悪影響した。

また、参院マニフェストの内容も、以下に詳述するように、衆院マニフェストの目玉だった子ども手当の半減、ムダ削減の16.8兆円の記述がなくなるなど、衆院マニフェストから大きく変節し、その結果、国民に大きな失望感を与えたことも民主党敗北の原因となったと考えられる。

民主党の参院選マニフェストは、どう変節したか

民主党は、昨年の総選挙で掲げたマニフェストに盛られた公約を次々と破り、国民の期待を裏切ってきた。そして、その総括と反省もなく、6月17日に参院選用のマニフェストを発表した。

「元気な日本を復活させる」と銘打った今回のマニフェストは、衆院選のマニフェストで目玉商品として打ち出された国民受けする政策を大きく修正し、その実現の筋道を示した「工程表」も削除した。修正した最大の理由は財源不足だと説明している。

1、自公政権への逆戻り — 民主参院選マニフェスト

昨年の総選挙では「国民の生活が第一」を掲げていたが、今回の参院選マニフェストの内容は、総選挙の公約と大きく様変わりしている。

①「国民生活第一」から「大企業応援」へ

総選挙のマニフェストで民主党は、「すべての予算を組み替え、子育て・教育、年金・医療、地域主権、雇用・経済に税金を集中的に使います」と訴え、国民生活第一を打ち出していた。

今回のマニフェストでは、「国民生活」より、「消費税増税と米軍基地を押しつける『大連立』の方向」を打ち出した。

②「基地見直し」から「辺野古押しつけ」へ

米軍・普天間基地問題では、衆院選では「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」と公約していた。

今回は、代わりに、「日米合意に基づいて、名護市・辺野古への新基地建設と米軍訓練の全国への拡大」ということを明記された。

③悪政の方向に舵切る一国会議員の定数削減

悪政の方向に舵を切ったものもある。その一つが「衆院比例 80 削減に加えて、新たに参院定数 40 削減」を打ち出したことで、多様な民意を切り捨て、民主・自民の大連立をねらったものである。

2、消費税増税問題

菅首相、記者会見で「自民の 10%参考」

今回のマニフェストは、最初に「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の項目を掲げ、「強い財政」の要として消費税の増税を打ち出したが、上げ幅は明記していない。

しかし菅直人首相は、6月17日の公約発表の記者会見で、上げ幅について「自民党が提案している税率 10%という数字を一つの参考とさせていただきたい」と明言した。自民党は、消費税率を「当面 10%」と明示し、「超党派による円卓会議等を設置し、国民的な合意形成を図る」としている。

民主・自民による消費税増税の「大連立」の危険性

ここで重要なことは、民主、自民とも、「上げ幅 10%」と「超党派による合意形成」の2点を打ち出していることで足並みをそろえていることである。このことは、将来民主・自民による消費税増税の「大連立」の危険性があるということです。

法人税減税の穴埋めのための消費税増税

消費税が導入されて以来 22 年間になるが、消費税の税収は 224 兆円になる。一方、その間の法人税の減収は 208 兆円にのぼる。消費税収入はそっくりそのまま法人税の減収の穴埋めに用いられてきた計算になる。

3、教育政策について

大幅に内容を縮小―「子育て・教育」政策

衆院選のマニフェストに比べて、内容は大幅に縮小され、ほとんど内容のない公約となった。前回のマニフェストでは、まがりなりにも「全ての人に質の高い教育を提供する」という項目があったが、今回は削除された。

子ども手当は実質半額に減額

前回の公約「●年額 312,000 円（月額 26,000 円）の『子ども手当』を創設する。」

今回の公約「●財源を確保しつつ、すでに支給している『子ども手当』を 13,000 円から上積みする。

- 上積み分については、現物サービスにも代えられるようにする。
- 来年度から『子ども手当』に国内居住条件を課す。」

ここでいう「現物サービス」とは、「保育所定員増・保育料軽減、子どもの医療費の負担軽減、給食の無料化、ワクチン接種の公費助成など」と説明している。

しかし、これらの財源の確保はめどがまったく立っておらず、いわば「空約束」であり、実質半額に減額される可能性が高い。

その他の「子育て・教育」公約

前回の公約「●公立高校を実質無償化し、私立高校生の学費負担を軽減する。

- 生活保護の母子加算を復活し、父子家庭にも児童扶養手当を支給する。
- 保育所の待機児童を解消する。
- 全ての人に質の高い教育を充実させる。」

今回の公約「●大学生などの希望者全員が受けられる奨学金制度を創設する。

- 就学前の子どもの保育・教育の一体的提供を進める。
- 少人数学級を推進する。」

これらの内容も、抽象的で、財源のメドが立っておらず、結局は実現不能になるか、消費税増税につながるか、いずれかであろう。

4、対置すべき私たちの教育政策

民主党政権は、全国一斉学力テストの実質存続、「日の丸・君が代」の強制続行など、これまでの自公政権の教育政策を基本的には引き継いでいる。

これらの大本には、憲法や子どもの権利条約の精神に反した「日本国教育基本法案」を教育政策の基礎とする民主党の姿勢がある。

私たちは、すべての子どもの成長発達を保障するためには、次のような教育政策が必要だと考えている。

①教育費負担の軽減・無償化

今春始まった「高校無償化」をさらに前進させ、私立高校も無償化をめざす。

②教育予算を OECD 並みに引き上げ、教育条件を整備する

日本は、OECD で教育予算は最低水準である。教育予算を OECD の平均である GDP 比 5 % にまで引き上げる。

③教育の自由と自主性を保障

上意下達の学校運営をやめさせ、教職員、子ども、保護者等の参加と協同で学校を運営できるようにする。

授業準備もままならない多忙化を解消し、自主的研修の保障で教員の力量向上をはかる。

④競争とふるいわけの教育をあらためる

「全国一斉学力テスト」を中止し、どの子どもも放置せず全ての子どもに基礎的な学力を保障する体制をつくる。

⑤憲法と子どもの権利条約に基づいて、教育の制度と法律を刷新する

教員免許更新制、教育活動の数値化など教育の条理に反する制度を改める。

教育委員会制度を民主的な制度に刷新する。

教育の国家統制をすすめる改悪教育基本法を再改正するための国民的検討をすすめる。

<資料 2> **教育は人生前半の社会保障**

民主党の教育政策は中途半端

民主党の教育政策はゆるぎない高い理念が明確ではありません。だから細部にまでやさしいメッセージが届かず、子どもに悪影響を及ぼす政策も潔くやめられずに中途半端になってしまうようです。

例えば、公立高校授業料の無料化にしても、すべての生徒をわけへだてなく対象にするのではなく、留年した生徒の扱いは都道府県に任されることとなりました。公平さが担保されないからという理由で、半数近くの都県は授業料を徴収するようです。

全国学力テストは競争づけを加速

全国学力テストも希望参加などという曖昧さを残したため、結局 73%の学校が参加。競争づけです。100%参加の県では、上位の学校には教員を加配するという“ごほうび”まで。でも、できるだけたくさん暗記し、スピーディに解く「認知的学力」を国際社会は求めています。国連子どもの権利委員会の勧告も、競争主義を是正するように繰り返し求めているのに、政府は姿勢を改めない。

世界が問題解決型の学力

今、世界が求めているのは、多文化共生社会で通用するような問題解決型の全人格的な学力です。違う考え方であっても認め合い、共通項を探り、みんなで手をつなぐ成熟した市民社会を創造し、担える主権者が育つ学力が、これからの学力です。

教育問題は財源を問題にすべきでない

また、何かにつけて「財源がないから」とかわされがちですが、教育の問題を財源論で語るべきではありません。教育は子どもや保護者にとっては、人生前半期の社会保障であり、生きるセーフティーネットです。また、国家にとっては未来へのライフラインだと位置づけて最重視すべきだという考えが世界の流れです。ところがいまだに日本は、そうした流れに学ばず“鎖国状態”です。

子どもたちに希望を与える教育政策を

日本の教育予算の水準は GDP 比で見ても OECD 最下位であり、国際人権 A 規約に加わっているのに、中等教育の無償化を述べた第 13 条第 2 項を留保しているのは、今や 160 カ国中、日本とマダガスカルだけである。こうした視点の根底には、子どもたちに希望を与える教育政策への願いがあります。(以下、略)「尾木直樹・『しんぶん赤旗』7月9日」